

午後 1 時再開

議 長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 2 回目ですので、自席で行います。先ほどのプールの委託料の件ですけれども、相当額の減額が委託料の中であったという答弁をいただいたと思いますけれども、プール管理委託料は、この予算書によりますと 4,114 万 8,000 円と聞いておりますけれども、現実に委託になった金額というのはどのくらいの金額になるのか。私が先ほど言ったような形の中でかなり維持費や委託料が、現実にもし 1,000 万円単位で減額になったときに、そういったものが利用料の見直しにはね返るのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思います。

新井市長におかれましては、さきの臨時議会の冒頭、財政の非常事態宣言もあり得ると発言されております。私も全く同感でございます。藤岡市のこの財政危機に対する認識の深さに、私は新市長に敬意を表するとともに、財調を切り崩し、また二、三年先に必ず発生する大きな債務負担のために財政再建の施策をいろいろ講じる考えがあると思いますけれども、私も協力を惜しみません。先ほど反町議員もこのようなことをおっしゃっていただきましたけれども、財政再建は急務でございますので、ぜひいろいろな施策を講じていただきたいと思います。私は、これまで公共事業のコスト縮減、補助金の見直し、遊漁税等の目的税の新設等、さまざまな財政再建のための提案をしまいいりましたけれども、箱物優先の行政運営の長い、厚い壁に阻まれまして、何ら私の提案が実現されてきませんでした。この場におきましても、何度か議会でも当局の方から変なことを言うんじゃないよ、藤岡市の財政はもっと健全だという罵声も何度か浴びた経験を今思い出して、非常に私も自分の考えながら、藤岡市の財政を憂う一人として、ここは心機一転、新市長に新たな気持ちでもって 3 点お伺いいたします。

まず、1 点ですけれども、公共事業費の総額削減を行っていく考えがあるかどうか。2 点目、各種の補助金を見直ししていくつもりがあるかどうか。3 点目、新たな収入アップのための施策をすぐ、今からでも実施していく考えがあるか。この 3 点について、まず新市長の見解をお伺いしてから 3 回目の質問に行きたいと思っておりますので、市長、よろしくお伺いいたします。

議 長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

市民プールの業務委託費の節減についてでございますけれども、当初予算での計画時か

らすると、約2,000万円程度節減できると現状では考えております。しかしながら、光熱水費については、今のところ今年度を通してやってみないと未知数でございます。こういったことから、現状で、この節減になった予算をどう扱うかということについて言及すべきではないと思います。いずれにしましても、財政が厳しい状況の中で、全体的に節減を図るよう努力いたしまして、全体として節減できたとして、その分はその後の市全体としての問題として考えていきたい、そういうふうと考えております。

それと、料金についても状況を見ながら検討したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） 今後の財政についての基本的な考え方についてお答えいたします。

まず、1点目の公共事業を今後縮小していくかどうかでございますが、厳しい経済情勢から、ここ数年税収等の歳入の伸びが期待できない状況であり、また一方経常経費が増加しているため、収支の不均衡により財源不足が拡大しております。このため、今後行財政改革を進め、あらゆる経費の見直しにより、縮減、効率化を図る必要があると考えておりますので、建設事業費につきましても効果的な事業の選択を行うとともに、事業内容を精査し、事業費の縮減と効率化を図っていきたくて考えております。

次に、2点目の各種補助金の見直しにつきましては、各種団体の運営費の補助金のように長期にわたり補助金額が固定しているものが多く、今後財源が厳しい状況の中で新たな施策を実施するためにも補助金の見直し、削減は重要な課題でありますので、今後の行財政改革の中で検討していきたくて考えております。

3点目の新たな収入または増収を図るための施策についての考え方ではありますが、国の財政状況は一段と厳しさを増しており、現在、来年度の国の地方財政対策につきましても、国庫補助金や地方交付税の削減が検討されている状況であり、国・県の依存財源の増額は期待できない状況であるため、自主財源の確保は重要な課題であると考えておりますので、できるだけ財源の確保を図っていきたくて考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 市長のお考えはいただけませんでしたけれども、とりあえずそういった中で財政再建のいろいろなことに取り組んでいくと私は解釈いたしまして、3回目の質問をいたします。

まず、先ほど2,000万円の委託料等の減額が、今、実際にできているという中で、ぜひともそういったものを市民に還元する形で、利用料の見直し等が行われることを期待

いたします。

それでは、3回目になりますけれども、建設事業費の削減目標についてですけれども、今年度は40億3,400万円ほど予算が見込まれておりますけれども、こういったものについては入札改革やら予定価格を公表する中で10億円程度削減が可能ではないかと思われまして、その辺いかがなものでしょうか。非常に財源が苦しいと言われている中で、まず藤岡市においてはこうした建設事業の総額を抑えることが、今、財政にとって最も必要であると思います。そうした中で見直しが行われるならば、平成15年度のそうした当初予算でも、他市に見合ったような、例えば20億円程度であるとか、その辺の額で落ちつくのではないかと思いますけれども、そういった中でどういう財政を今後、平成14年度、平成15年度やっていくのかをお尋ねいたします。

2点目、補助金の見直し等ありますけれども、先ほど太田市に続きまして伊勢崎市においても外部審査会を設置するなど、私が昨年度からいろいろな形で執行部の方に補助金を見直し、そして財政を見直すという提案をしている中で、他市はどんどん私の言っていることを採用してきております。こうした中で、補助金だけの見直しにとどまらず、財政の内容にまで突っ込んだ中で市民の理解を得た、そういった中で財政再建を進めていくことが肝要だと思われまして、ひとつこの辺についても速やかな実施をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、市有地、普通財産の未利用地の状況と有効活用計画についてお尋ねいたします。先ほどの答弁ですと、歳入の伸びは期待できない中、そうした中でいかに財源を確保していくのが、これからの藤岡市にとって急務であると思われまして。現在、藤岡市においては、普通財産、いわゆる遊んでいる土地を市内に数カ所持っている、私は自分なりの調査をした結果、データを持っております。わかりやすく言うならば、今、一番皆様にもわかると思いますけれども、現在多野信用金庫本店前に約600坪以上の空き地がございます。これは平成13年9月に藤岡市が基金において購入したものと私は考えておりますけれども、この多野信用金庫前の600坪の跡地はどういう形の中で利用したらいいのか。既にこうした利用計画というものが果たして有効に機能しているのかどうか。例えばの話、聞くところによりますと公園にしたいという話も出ているらしいですけれども、市内一等地に600坪以上ものこうした空き地を何年放置した中で、どういう計画で藤岡市は進めようとしているのか。仮にこれを2年間でも、例え1年間でも駐車場として貸すことができるならば、市の収入にとって非常に大きなものになると私は思いますけれども、いかがなものでしょうか。

現在の未利用地はまだたくさんありますけれども、きょうは、私はこの1点だけにとどめます。こうしたいろいろな中で市の普通財産の管理費の縮減、収入の確保を図る

ために、市民に駐車場として十分利用していただき、そして市民の収入になるのかどうか。また、東中の東側にありますそうした雑種地というふうになりますけれども、広大な雑種地がそのまま維持管理費を払っているだけで放置されております。こういった所は、市民農園に積極的に貸し出し、管理費を節減し、またそうした使用料を市の雑収入の中で市の財産として展開していくことができるならば、先ほど歳入の伸びが全く期待できない現状の中で、つまり市の執行部が一生懸命頭を使い、汗を流して税収または諸収入の確保に努めることが、これからの藤岡市の財政にとって最も必要なことであると私は思いますので、ぜひともこういった遊休土地の利用、面積を言っていただければある程度議員も理解しますし、いろいろな土地が多種多様に点在しております。そうした利用をぜひとも今後考えて、先ほど私が質問しましたけれども、早急に財産運用を実施していける、そういった所の知恵を絞って、市民の税収が減る中で全体の雑収入を確保するという皆さんの知恵、それと労力、そういったものを市当局の方で指導力をもって発揮していただいて、ぜひとも財政に少しでも収入が増えるように努力していただきたいと思います。

以上をもって3点の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） 歳入の不足と歳出の削減に対する具体的な取り組みについてお答えいたします。

1点目の、平成15年度当初予算の普通建設事業費の見込みについてでございますが、国では現在平成15年度の予算編成に向けての基本方針を、経済財政諮問会議で検討中であります。この中で、地方行財政改革の本格着手として地方交付税の削減や教育・福祉の国庫補助金の削減などが検討されております。

特に、地方交付税につきましては、財源不足を借入金で補っている状況を改め、地方交付税で手当てをしている地方の歳出の範囲・水準を縮小し、地方歳出の効率化・合理化を促進する方向で検討されているところでございます。一方、当時の財政の見通しでも、現在の経済情勢から税収の伸びが期待できず、自主財源はほぼ横ばいの状況が考えられ、さらに地方交付税も国が削減の方向にあることから、一般財源の確保が大変厳しいものと思われれます。また、歳出につきましては、一般会計の福祉サービス等の扶助費やプール等の施設管理費、さらには一部事務組合であります公立藤岡総合病院や環境衛生組合の建設・改修に伴う負担金などの増加が大きく見込まれ、経常経費は全般的に一般財源の伸びを上回ることが考えられますので、経常収支の悪化により財政の硬直化が懸念されます。このため、平成14年度は行財政改革元年とし、あらゆる事業の見直しを行い、経費の削減と効率化を図っていきたいと考えております。

このような状況から、平成15年度の当初予算の普通建設事業費は現段階では未定であ

りますが、今後の財政状況の見通しから考えると、平成14年度当初予算の約40億3,400万円に対し相当額が減額になると考えております。また、平成15年度の普通建設事業は、今後具体的な主要事業等の実施計画の検討や、さらに新年度の予算編成において財源の状況を見ながら精査していきたいと考えております。

次に、2点目の補助金の見直しについてであります。平成14年度当初予算では市単独の補助金は約2億8,900万円です。これは、前年度当初予算と比較し1.2%、334万4,000円の増額となりました。これは、各課による補助金の見直しや、予算査定で繰越金の多い団体の補助金を一部削減したところではありますが、敬老年金や資源ごみ集団回収事業などが増額になったことにより、全体で増額となったものでございます。今後の補助金の見直しにつきましては、6月より発足した行財政改革実施委員会において補助金の見直しの検討が予定されておりますので、この検討結果により平成15年度以降の予算編成に反映させていきたいと考えております。

次に、3点目の私有地の普通財産の未利用地の状況と有効活用計画についてであります。現在の普通財産の利用状況については、貸し付け地が29件で3万2,910.85平方メートル、また現在貸し付けを行っていない土地が168筆、2万3,311.56平方メートルです。この貸し付けを行っていない土地の多くが旧町村から承継した狭い土地や道路等の残地であるため、全体として不整形地で、面積も少ないものが多く、行政財産への活用や個人への貸し付けなどの活用が困難な土地が多いのが実情でございます。このうち、面積が多いのが東中周辺の南部開発の残地で、16筆、6,071平方メートルでございます。この利用状況は、市の資材置き場等で利用しているものが5筆、1,937平方メートルで、未利用地が11筆で4,134平方メートルです。また、このほか、宅地では藤岡地区に2カ所あり、1カ所は地域の方に花壇として利用していただいております。以上が普通財産として管理している状況であります。今後の未利用地の活用につきましては、行政が直接利用することや地域の方に花壇として活用していただくこと、さらには個人に貸し付けることや売り払い等の処分などが考えられますが、個々の土地に応じた活用方法などを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 古桜町地内の土地についてご説明申し上げます。

まず、この土地の取得のきっかけといたしまして、土地所有者から公共事業用地として市に安く提供したいという申し出がありましたので、関係部署と協議した結果、中心市街地における空間として多目的広場などで活用することにより、中心市街地の活性化に寄与及び市街地整備のための公共用地としての活用を図ることに利用するため、行政財産とし

て取得したものであります。

今後の活用方法でございますけれども、緑町線整備事業の代替用地としての活用、それから地域の意見を取り入れた、広場としての活用、また中心市街地活性化のための活用、将来市街地整備のための公共用地としての活用、以上のとおり、市の公共事業用地としての活用を考えております。土地の貸与につきましては、今のところ考えておりません。議員の言いたいことはよくわかりますけれども、いずれにしても早いうちに方向性を出してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

次に、松本啓太郎君の質問を行います。松本啓太郎君の登壇を願います。

（４番 松本啓太郎君登壇）

４番（松本啓太郎君） 議長から登壇の許可を得ましたので、さきに通告いたしました、病院の現状と負担金についてと第三セクタークロスパークの現状について質問をいたします。

最初に、病院の現状と負担金について。私は、病院議会にも籍がありますが、本日は藤岡市議会の一員という立場で質問をいたします。公立藤岡総合病院は、現在、藤岡市、新町、吉井町、万場町、中里村、上野村の１市３町２村で構成しております。病院の新築、改築、増築、設備等の負担割合は、３分の１が病院であり、３分の２が市町村であります。この３分の２の９０％を藤岡市が負担することに規約で決まっております。負担割合の推移ではありますが、平成８年までは藤岡市が７０％、町村が３０％となっていました。平成９年より９０％となったものです。この負担金額を、ちなみに平成元年から平成１３年までの１３年間の金額を計算してみました。２９億１，５００万円となります。これに救急医療負担金を加えますと、２９億７，４００万円となります。それでは、今後の１３年間どれくらいになるか、負担金が５６億９，５００万円となります。外来センターの新築と病院の改修等により借入金が増大したこと、また今年度より救急医療の充実ということで１億７，７００万円の負担をしています。平成１３年度までは、この部分の負担金は年間２，９５０万円でありました。負担金と救急医療費を合計しますと、今後１３年間に約８０億円となります。これだけ大きなお金を負担し、またしていくわけであります。このように、藤岡市はいわば大口の負担者であります。病院の経営上、藤岡市の影響は大変大きなものがあります。こうしたことから、病院の運営状況等についてもその実態を把握しておく責任があるかと思えます。

このような趣旨から、幾つかのことについてお聞きいたします。外来センターが開業して３カ月になります。その後、病院議会も開会されておりませんので、本議会でどうわけであります。４月、５月の外来患者は何人になりますか、計画に対してどのようになりま

すかお聞かせください。本年より救急医療の充実ということで1億7,700万円を予算に組んでおりますが、私が予算特別委員会で内容について質問をしました。医師4人、看護婦を18人増員するという答弁であったように記憶しておりますが、現状はどのようになっているか、また平成13年以前と比較してどのように充実されたのか、その違いについてお聞かせください。

この2点についてお伺いして、1回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） お答えさせていただきます。

ご質問の件につきましては、公立藤岡総合病院の運営等でございますので、病院に問い合わせた結果につきまして答弁させていただきます。

まず、1点目の外来センターの2カ月間の業績についてでございますが、外来センターからいただいた資料によりますと、4月、5月の2カ月間の外来患者数は3万2,042人でございます。平成13年度の同期と比べ、おおよそ22%の減となっております。また、1日平均の外来患者数は、4月、5月の2カ月間でおよそ654人であります。当初の公立藤岡総合病院の平成14年度の予算計画と比べまして、当初計画が820人と想定しておりますので、当初の見込みよりおよそ20%の減となっております。

次に、2点目の救急医療に関する従前との違いでございますが、まず医師の勤務体系につきましては、平成14年度から専任の救急センター長1人が置かれました。また、看護体制についての違いについてでございますが、専任の看護師18人による3交代の勤務体制になっているとのことでございます。次に、事務部門の違いについてでございますが、委託職員を配置いたしまして、受付事務から料金計算まですべて24時間その場で行える体制が整ったとのことでございます。その他に、8月からは薬剤師1人が夜勤当直体制をとりまして、今後投薬等も含めまして一層のサービスの向上を図っていくとのことございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 松本啓太郎君。

4番（松本啓太郎君） 2回目でありますので、自席から質問をいたします。

ただいまの答弁で、外来センターの患者が前年に対して22%減ということでありまして、また、本年の計画に対しましても20%の減ということでありまして、病院の収益ということを考えますと、仮に前年より2割少ないということになりますと、この1年間の事業収益が20%の減ということで行かないように、できるだけ計画どおりに行ってほしいというふうに願うものであります。外来センターの1年間の事業収益が24億円ぐらいかと

思いますけれども、仮にその2割お客さんが少なかった場合には大変な減収になるわけがあります。心配するものであります。

それでは、2回目の質問をいたします。多野藤岡医師会より昨年の12月と本年2月に意見書が、管理者、病院議長、藤岡市議会議長宛に提出されております。内容は、病院の改修によりベッドが減少するということに対して医師会は断固反対であるということであり、その理由は、入院させたくても、ベッドが空いていなければ入院させられないということであり、公立藤岡総合病院は424床ベッドがあり、何床減少するのか、その数をお聞かせください。

次に、平成14年度の公立藤岡総合病院と外来センターの当初予算であります。病院事業収益62億8,729万9,000円に対して事業費用が64億5,666万8,000円であり、赤字が1億6,936万9,000円となります。また、外来センター事業収益は24億2,915万円で、事業費用が25億5,742万5,000円で、こちらでも赤字が1億2,827万5,000円となります。合計しますと2億9,700万円、約3億円の赤字が当初予算で見込まれておるわけであり、市の担当部は、病院の当初予算が赤字であることを承知していたのかお伺いいたします。

次に、第三セクタークロスパークの業績についてであります。私は平成13年の12月議会におきましてらん藤岡について質問をしました。その中で、第三セクタークロスパークの平成13年度上半期の業績はどのようになっているか伺いましたが、クロスパークの取締役会が開かれていないのでという理由で答弁をいただけなかった経緯があります。第三セクタークロスパークは藤岡市が62%、6,200万円出資しているわけであり、またらん藤岡設置には巨額な税金が投入されておるわけであり、らん藤岡、第三セクタークロスパークの実情を市民の皆さんは知りたい、また知る権利があります。私も市民の皆様から質問を受けることがあります。そこで、平成13年度クロスパークの業績について、概要で結構ですが、わかりやすく説明をお願いいたします。

2回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 2回目のお答えをいたします。

まず、1点目の病床数の削減でございますが、従来の病床数424床は、人間ドック分としまして8床ありましたので、一般病床分としましては416床が確保されておりました。改修後は、一般病床分は381床となり、従前に比べまして35床の減でございます。

次に、2点目の病院の平成14年度予算についてでございますが、平成14年度予算に収入減が見込まれるということで病院からの説明を受けまして、赤字予算となるというこ

とにつきましては承知しておりました。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） 第三セクタークロスパークについてお答えをいたします。

ららん藤岡は、平成12年4月28日にオープン以来2年間が経過し、入場者は平成12年度約136万人、平成13年度は約152万人を超え、「人・もの・情報」の交流拠点として藤岡市の新しい顔となってまいりました。また、第三セクター株式会社藤岡クロスパークの経営状況を説明する書類につきましては、地方自治法第243条の3第2項に基づき、本年6月10日付にて市議会議長宛に提出させていただいているところでございます。この中で、平成13年度の業績は、収入として売上高で1億7,112万5,000円、営業外収益で1,773万3,000円、特別利益で209万4,000円となっており、合計で1億9,095万2,000円であります。一方、支出は、売上原価で3,734万2,000円、販売費及び一般管理費で1億6,899万円、営業外費用で848万1,000円、法人税等税金で20万6,000円、合計で2億1,502万円となっており、収入分から支出分を差し引いた当期損失は2,406万8,000円であります。

具体的な内容といたしましては、売上原価は花の交流館委託料等を平成12年度に比べ低く抑えたこともあり、3,734万3,000円でありました。販売管理費は総額で減少いたしました。平成12年度より増加したものといたしましては、減価償却費で2,462万9,000円や、租税公課で577万1,000円があり、減少したものといたしましては地代・家賃で389万6,000円、人件費で4,023万6,000円や、消耗品で149万円があります。いずれにいたしましても、株式会社藤岡クロスパークにおける平成13年度損失は2,406万8,000円であり、開業前の平成11年度から平成13年度末までの合計の累計損失は6,736万9,000円となっております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 松本啓太郎君。

4 番（松本啓太郎君） 3回目の質問をいたします。

先ほどのベッドの減少数でありますけれども、424床から381床ということになりますと、私は43床の減少というふうに理解いたします。

それでは、次の質問をいたします。本市からの病院に対する支出は、負担金、救急医療費、赤字補填が主なものかと思いますが、負担金、特に救急医療費が平成12年度・平成13年度と比較して実質5倍にもなった、また病院の当初予算が赤字である。今後、病院

の運営・経営の状況によっては、市の財政の中でかなり重荷になってくるのではないかと心配するものであります。医療の充実は絶えず考えていかななくてはならないと思いますが、市財政・市行政全体の中から市町村立病院のあり方について今後検討すべきと私は思います。市担当部としても、今まで以上に病院に対して実情を把握していただきたいと願います。

第三セクタークロスパークについてであります。貸借対照表によると、平成13年3月31日現在、欠損金が4,300万円あり、先ほどの答弁によりますと、平成14年3月31日現在、2,400万円発生したということであり、前年と合計しますと6,700万円になります。平成14年度も平成13年度とほぼ同額の欠損金が発生すると仮定しますと、平成15年度中には欠損金が資本金を上回ることになるかと推定されるわけであり、これらのことに対し、担当部としてはどのようにお考えになるのか、その対応についてお伺いして、私の質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 先ほどのベッド数のことで回答させていただきます。

424床のうち人間ドック分として8床ございました。それですので、一般使用分につきましては416床という形の中で、人間ドック分につきましては、今度できました外来センターの方にその8床プラス12床で20床という形の中でなりましたので、実質35床の減という形でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

第三セクター藤岡クロスパークは、会社経営や存続におきまして非常に厳しい状況であることを認識しております。今後は、より一層の経費削減及び会社としての営業努力に努めるとともに、私ども行政と会社であるクロスパーク、その社長である市長を交えた中で改善策を早急に検討し、その対策を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 以上で松本啓太郎君の質問を終わります。

次に、針谷賢一君の質問を行います。針谷賢一君の登壇を願います。

（17番 針谷賢一君登壇）

17番（針谷賢一君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました北藤岡駅周辺事業についてお伺いいたします。

私は、何回となくこの件については質問をさせていただいております。このたび新井市

長が誕生いたしましたので、本市としての最重要事業でございますので、北藤岡周辺事業について何点か質問させていただきます。

まず初めに、北藤岡駅周辺土地区画整理事業でございますが、既に皆さんもご承知のことと思いますが、区画整理とは土地の宅地としての利用を増進せんがために行う土地の整理事業で、道路の新設・改良、土地地形の変更、公共施設の整理等々が主な事業であります。自然のままの土地が宅地として開発される場合、その所には各種の施設が必要になってまいります。これを人々の自由に放任すれば、やがて乱雑、不統制なる市街地の出現は火を見るより明かです。乱雑した市街地を整理して整然としたまちに整え、未建築地に対しては統制ある開発をするものであります。土地区画整理の根本は換地にあると言われております。従前の宅地に対して区画整理により与えられる宅地のことを意味しているのであります。換地、この方式によって整備されたのでなければ、土地区画整理事業ではないと言われております。特にこれからの季節、水害問題、排水に大きな課題があります。先日、引き家されている家のご主人と話をしたところ、ご主人いわく、「これからの季節、夕立やにわか雨で一時的に大雨が降るときなど、年に3、4回玄関まで水が入ってきてしまう。雨のときは、早くやんでくれと祈るようです」と話しておりました。こんな状況の家が区画整理事業内に十数軒前後あります。本当に気の毒です。

そこで、第1回目の質問といたしまして、区画整理事業の進捗状況についてお伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

北藤岡駅周辺土地区画整理事業の進捗状況についてというご質問でございますけれども、最初に仮換地案の供覧状況についてご説明申し上げます。供覧につきましては、平成11年2月から開始し、平成13年7月までに第1・第2・第3設計区の順で区画整理区域全体の供覧を終了しております。現在のところ、関係地権者約900人を対象とし、面積92.7ヘクタール全体の供覧が終了しておりますが、各設計区とも都合がつかず欠席された方については、随時区画整理事務所にて供覧を行っております。

次に、仮換地指定の現状についてご説明申し上げます。第1設計区について、平成11年2月から仮換地案の供覧を行い、権利者の皆様からご意見・ご要望をお聞きいたしました。その後、地区内の排水状況を考慮し、水下である立石青年会館周辺から優先して工事を始めるべく、この街区より皆様から伺った意見・要望をもとに繰り返し調整作業を行い、現在までに本事業の東部に位置する立石青年会館周辺とする、JR高崎線とJR八高線に囲まれた区域及び県営住宅付近を含む、面積6.1ヘクタールの仮換地指定が済みであり、

指定率は約10%となっております。

次に、区画道路等の現状についてご説明します。区画道路等の整備は、仮換地指定の済んだ街区について移転対象建物及び耕作物等の補償調査及び移転交渉を行い、工事実施となります。本事業は、仮換地指定の済んだ立石青年会館周辺について、平成12年9月日に区画道路築造工事の起工式を行い、本格的に工事に着手し、平成13年度までの事業進捗は、区画道路築造工事延長687メートル、幅員6メートルの工事を実施いたしました。

次に、建物移転の現状についてご説明します。土地区画整理事業における建築物等の移転補償は、被補償者の速やかな生活再建と円滑な事業推進上、大変重要なものとなっております。現在、立石青年会館周辺とするJR高崎線・八高線に囲まれた区域及び県営住宅付近を含む、面積6.1ヘクタールの仮換地指定を実施し、事業の進捗に合わせて指定済み街区より順次移転対象建物の補償調査を行っています。建物の移転は建物所有者に行っていただきますが、移転等に伴う補償金は市が委託した専門のコンサルタント業者により建物等の調査を行い、県内統一の補償基準に従って算定し、市から地権者に支払われます。このようなことから、北藤岡駅周辺土地区画整理事業については平成12年度から本格的に工事着手となり、立石青年会館周辺を対象に、建物移転13棟を実施しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 2回目ですので、自席より質問いたします。

先ほどの区画整理の様子ですが、大変順調に進んでいるようにお伺いいたしました。現に、私も群馬町の担当課の方へ行っているいろいろお話を聞いたところ、ちょうど群馬町のある地区では藤岡市と同じくらいにスタートしたというふうに聞いておりますけれども、今では藤岡市の方が早い、順調に進んでいる、そんな話も聞かされました。私もこの事業は非常に本市としても大事な事業だということを認識し、そしてまた藤岡市としても今後発展していく重要な場所だという位置づけにもなっておるわけでございます。その反面、最近では地権者の方と話したりしますと、もう区画整理事業は延期になるとか、見直しをするとか、いろいろな話が飛び交っております。これも市長選の名残かと思われまして。もし仮に見直しするとなれば、地権者約900名から意見を聞いて、それをまとめて図面を書き直して、計画の変更を県・国へ提出して、それから各関係機関で説明・了解を得て、最後にまた地権者に供覧してもらい、前回発表したときと見直し後の発表でどれだけの賛同が得られるのか、その手続だけでも5年ないし6年はかかると思います。いや、もし地権者の意見集約ができなければそれ以上、これは何年かかるかわかりません。その間、事業はストップです。

もう既にこの事業は動いております。仮換地案も地権者すべての人に発表済みです。何名の方が見に来ていないという話も今、伺ったわけですが、供覧した地権者はもうそれなりに将来を見据えているいろいろな計画、心構えもおのずとできるし、それがまた見直しされて、今度は、こんなはずではなかったと、逆に賛成していた地権者が猛反対します。そういった場合には収拾がつかなくなってしまいます。そのうちに今度はほかの地権者から、「今まで網をかけられて長い間何もできなかった、我慢していた、どうしてくれるのですか」ということで、これがもし賠償問題に発展したら、市は対応できるのでしょうか。仮に、地権者約900人に対して、金額ははっきりわかりませんが、1地権者に仮に100万円ぐらいの賠償金でも支払った場合、9億円ぐらいかかります。そんなことはもうできないでしょう。規制されているために土地利用もできない、古くなっても新築もできない。地権者は、耐えて待っているのです。これは、予算があるかないとの問題ではないのです。

ここで伺いますが、執行部では見直しを考えているのかどうか。それと、最近の地権者の反応についてお伺いいたします。

それから、新駅についての質問ですが、北藤岡駅設置促進期成同盟会も、もう29年を迎えたわけですが、それ以前から栗原利雄村政、高橋孝之丞村政の時代から要望を重ねてきた、歴史のある新駅設置でございます。先人たちがどうしても駅を設置するのだ、本市の発展のためにもこんな夢を抱きながら亡くなっていった方々も大勢いらっしゃいます。当時は、神田市長を先頭に国鉄本社、鉄建公団、地元国会議員のところへ何度も何度も陳情に行ったと聞いております。その後、北藤周辺は昭和62年7月に市街化区域に編入になり、3年以内には区画整理事業を行うことが条件になっていたが、当時の市長が政策を積極的に実行しないまま放置していたために、市街化区域内は分譲住宅はできるし、店はできるし、無秩序な開発が進み、前市長に渡したような次第です。そして、ここでまた足踏みをしたらどうなるのでしょうか。同じようなことの繰り返しになってしまいます。先ほどの反町議員の答弁の中にあつた、愛情と勇気を持って進めてほしい。藤岡市の発展を今まで大きく損なってきたのは、事業の継続性がないからです。今までしかかっているものは途中で止めないで、さらに継続すべきものと考えます。

そこで、2点目の質問ですが、昨年より新駅設置係ができ、JRとの勉強会がスタートしましたが、今までどのような経過をたどってきたのかお伺いいたします。

以上で2回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

まず、区画整理の見直しを考えているかということでございますけれども、この区画整

理の計画につきましては地権者の方々と数年にわたり話し合い・協議をして、最終的に今の計画になり、昨年度換地の発表が終了したところでございます。このようなことから、今の時点で見直しというのはいかなるものかというふうに考えております。それができるものであれば、今後の課題として検討してまいりたいというふうに思います。

それから、最近の地権者の反応についてお答えをさせていただきます。北藤岡駅周辺土地区画整理事業は、平成12年から地域内の排水状況を考慮し、立石青年会館周辺から本格的に工事着手し、現在、道路の整備、建物移転等が進んできています。また、仮換地案の供覧についても、計画区域全体面積92.7ヘクタールが終了したことによりまして、最近、関係地権者におかれましては土地区画整理の事業内容及び事業効果について理解をされてきております。実際に工事が始まったことによりまして、区画道路が整備され、どの家々も幅員6メートル以上の公道に面するようになり、また雨水及び汚水等の排水問題の解消や宅地の利用増進が図られることなどが具体的に見えてきたわけでございます。このようなことから、最近では事業の進捗を早めていただきたいという意見・要望が多く寄せられているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） 北藤岡駅新駅設置についてお答えをいたします。

高崎線北藤岡駅設置の促進運動につきましては、昭和48年から始まり、今年で29年目を迎えます。この間、高崎線新駅設置が切実に求められてきましたが、自家用車の普及による鉄道利用の停滞や、経営の民営化による採算性重視等により、新駅設置には至りませんでした。北藤岡駅・藤岡インター周辺地区については、前橋高崎地方拠点都市地域の拠点地区に指定されており、本市の新都市核として位置づけられ、効果的な居住環境の向上と計画的な市街地形成の整備を行うとしております。このため、本市としても北藤岡駅周辺地区は優先的に整備をすることと位置づけ、効果的な土地利用を行い、高崎線新駅を開設するための条件を整えるため、北藤岡駅周辺土地区画整理事業を推進しておるところであります。

新駅設置については、群馬県及び関係市町村において平成7年と平成8年度に実施した西毛地域鉄道網活性化推進調査報告書において、「高崎線北藤岡駅は八高線からの接続駅としての利用度も高く、八高線活性化や利便性の向上にもつながるもの」と、その必要性が認知されました。さらに、平成10年度に藤岡市単独で実施した高崎線北藤岡駅設置基本調査業務委託報告書において、「輸送上・技術上、新駅設置が可能であることは確認できる」とされております。しかし、新駅設置の条件については、駅を維持していく上での新

たな利用者の確保や建設費用の問題等、まだたくさんの条件や課題が残されております。現在は、ＪＲ東日本高崎支社、群馬県交通企画課、そして藤岡市の３者による勉強会を立ち上げ、諸課題の整理を行っているところであります。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 最後の質問をいたします。

まず、1点目として温井川整備についてお伺いいたします。先月の末ごろ、地元住民や関係者数人が出て、あまりにも草が生い茂ってしまい、周りの美観も大分損ねている温井川の草刈り作業に参加して、きれいに清掃していただきました。しかし、それだけではただ草を刈っただけのものであります。本市の中栗須地区周辺には外来センター、栗須の郷、しらさぎの里、それと特別養護老人ホーム「つどい」があります。医療・福祉ゾーンのな要素を占めている場所でもあります。そのゾーン内に温井川が流れております。よく治療には気分転換が重要であるとも言われています。緑と川の流れのせせらぎの中で自然の息吹が感じられる水辺の散策は患者の心をいやし、病気の治りも早いだろうし、外へ出ることによって患者同士のコミュニケーションの場としても、また地域の方々の散歩コースとしてもぜひ温井川を整備して、医療・福祉ゾーンにふさわしいエリアにする予定はあるのかどうか伺います。

2点目に、新駅設置の件ですが、先ほどの答弁の中に、本市独自の基本調査においては輸送上・技術上、新駅設置は可能であるとお話でございました。先日の北藤岡駅期成同盟会の席上、新井市長から「この件についてはある時期で結論づけたい」との発言がございました。この問題は、長い長い歴史の要望事項でございます。約三十数年前からの懸案でございます。どのような結論をお出しになるのか、また今後どのように取り組んでいくのか伺います。

3点目ですが、先ほどの答弁の中に、「最近、地権者におかれましては区画整理事業についてご理解されている」と話されました。それとまた、部長より、「見直しについてはいかなものかと考えている」という答弁もいただきました。ということは、今の時点では見直しはしないということで部長、よろしいんですね。現に、「仮換地先で新築したり引き家をしたりした家で、今のところ、区画整理事務所へ文句を言ってきた家は1件もありません。逆に喜んでいます」、スタッフからそういうふうに聞いております。ということは、移転補償費が決して悪くないのです。いいのです。納得のいく事業なのです。新井市長はこの事業に対して見直しをしたい旨の発言をしていますが、それは一部の人の考え方を聞いて言っているのでしょうか。市長の政治姿勢であります、住民側から見た平等感とか満足感とか、そういうものが感じられる行政を目指す、それはよくわかります。しかし、いろ

いろな事業をして、100%みんなが満足するという行政はあり得ません。新井市長がそういう発言をする前に、一番身近な区画整理審議委員・評価委員を集めて意見交換を十分した結果ならいいのです。一部の人の考え方を聞いただけでそのような発言は、少々早いのではないのでしょうか。

この事業に対して前向きに協力的な人は、全地権者の約75%前後はいるのです。この区画整理事業は、その地区を平面的・立体的にすべて考え合わせて計画されている事業なのです。ただ道をつくれればいいのではないのです。地区外から入ってくる雨水排水も計算にすべて入れて、全体の排水計画はなされているのです。勾配もとってあるのです。それぞれの宅地についても、道路より平均10から15センチぐらいは高く見積もって計算してあるのです。そこまで厳しく計算してある区画整理事業です。仮に現道を生かしたとしても、その現道が平面的・立体的にマッチしていればよいが、低かったり高かったりすれば、逆にその道に張りついている屋敷が低くなったり、逆の場合もありますけれども、そうすると造成したり、家を持ち上げたりいたします。それから、沿道の家だけが犠牲になるのか、その沿道の人はどこかに行きなさいと言うのか。現道を生かすと不整形な土地ができて、何のために区画整理をしたのか、その時点では仮に若干数パーセントの減歩緩和になってよかったと思われるかもしれませんが、世代が変わりますと昔のことは忘れてしまいます。なぜこの道は曲がっていて使いづらいのか、隣接している真っすぐな区画道路を見たとき、不平・不満が出てきます。だから、平等性を欠いた区画整理事業はだめなのです。

ある町の区画整理事業を担当しているベテラン職員の方は、「見直しは大きなかけです。相当の勇気が要る」と言っていました。あの大きな都市、前橋市の担当職員も全く同様な話をしておりました。事業をいたずらに止めては決してよくない。また、議員の皆さんも3月の予算特別委員会で、区画整理事業に対して3、4人の議員が執行側と議論を交わした経過がございました。それは、区画整理事業を進めることによって地域の経済効果も一段と進み、将来は税収の増大も見込める大事な事業であるとお互いに認識を深めたわけでございます。先ほど、茂木議員に対する企画部長の答弁の中に、「自主財源の確保は非常に大事である」という言葉がありましたが、こういった区画整理事業をすることによって市民税・固定資産税、自主財源の確保につながっていくわけです。それだけに、またここで足踏みしていたら元も子もありません。もうやるしかないのです。スピードを増すしかないのです。確かに厳しい財政状況はよくわかります。新井市長に期待したいのは、市の財政を見直すのはもちろん大きな事業で、大事なことです。新井市長の今までのご職業、秘書官の経験を十分生かしてもらいまして、中央より太いパイプで市行政をバックアップしていただきたいと思います。期待しています。

そこで、ご質問ですが、市長の区画整理事業に対する取り組みについてお伺いをいたしまして、質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 温井川整備についてお答えをさせていただきます。

議員提案につきましては、担当部としても同様の認識を持っており、まさに時代・社会が要求しているご質問と受け止めております。我が国は、21世紀を迎え、急速な高齢化が進んでおります。2025年には国民の4人に1人が65歳以上という、超高齢化社会を迎えます。このような中、高齢者が安全で、安心して自立した日常生活ができる社会が求められています。現在、温井川周辺は各種医療・福祉ゾーンとなっております。これらの施設は、高齢化社会を支援するものです。さらに、高齢者自らが健康づくりやリハビリテーションができる環境整備の支援ができれば、その相乗効果は多大と考えております。ご質問の、一級河川温井川周辺は良好な水辺環境を有しており、バリアフリー歩行空間としては最高の環境にあり、心をいやし、健康づくりを図る上には最適地であります。今後は、河川管理者であります群馬県と整備手法、整備主体、管理方法等について協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、区画整理の今後の取り組みについて答弁をさせていただきます。現在、この区画整理も具体的に工事が進捗しております。しかし、大変厳しい財政状況でございますので、いかに総事業費を圧縮できるか、地域の皆さん及び区画整理審議会等の関係機関と協議し、事業の早期完成に努めたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答えします。

北藤岡新駅設置についてでございますが、以前から高崎線に新駅設置が切実に求められてまいりました。そして、実現には至りませんでした。北藤岡新駅設置については、本当に大勢の皆様の大変なご尽力をいただき、長い年月をかけ要望活動を続けてまいりましたが、今後に向けての取り組みやまちづくりを考えた場合に、将来に向けての可能性について検討せざるを得ない時期に来ていることと考えます。今後については、以前の要望や研究会の状況をよく確認し、JRと協議をしたり地元の声を聞いて、真剣に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、さらに次に、区画整理についての取り組みというお話がありました。今、須川部長の方からも答弁がありましたように、この財政事情厳しき折、いかに総事業費を圧縮できるか、ここに私の気持ちを集中していきたいと思っております。ぜひまた皆様のご理

解をいただきたい、このように考えております。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 以上で針谷賢一君の質問を終わります。

次に、三好徹明君の質問を行います。三好徹明君の登壇を願います。

（1番 三好徹明君登壇）

1 番（三好徹明君） 議長より登壇の許可が出ましたので、さきに通告してあります公共事業と公共施設、職員採用について質問いたします。

藤岡市に新井市長が誕生して1カ月が過ぎました。私は、今回の選挙を、2期8年前塚本市政評価信任投票であったととらえております。藤岡市長選挙史上例のない得票差のレッドカードが塚本政権を退場させた結果となりました。新人議員としてこの3年間、塚本前市政執行のららん藤岡、公立藤岡総合病院、区画整理事業、市民プールなど、大型公共工事に対しさまざまな角度から計画や事業の不備などを指摘し、再検討を求めてまいりました。私は、特に問題の多い病院計画を知り、病院議員を希望し、「外来分離事業は大失敗する」と病院議会でも指摘を続けてまいりました。同僚議員と専門家を招いて、みかぼみらい館で講演会も開催いたしました。また、現状での病院改築事業計画も作成し、議会に提案いたしました。新しい外来センターは、私が当時指摘したとおり、4月1日開業の外来センター収入と患者数は、先ほども数字が松本議員の方の答弁で出ましたが、当初見込みより4月、5月は2割を超える落ち込み、経営面で早くも先行き大変な事態に直面する心配が出ております。加えて、病棟入院患者も減少だと聞いております。公立病院ベテランの複数のドクターの退職開業により、市民の健康と生命を守る地域医療環境の荒廃も始まろうとしております。

「しがらみのない私だから、公平・公正な市政が可能だ」と市民に訴えて当選された新井市長には、大変な課題を背負った船出になることと思いますが、市民はあなたを藤岡丸の船長に選んで、市の運命を託したわけであります。次第に明らかになってくる市の実情にたじろぐことなく、また新たに生まれるであろうさまざまなしがらみに敢然と立ち向かっていってほしいものであります。新井市長が公約を忘れずに、また初心を忘れずに、公平・公正な市政運営を貫く限り、微力ではありますが新井市政に協力していくつもりであります。

そこで、ららん藤岡の現状、公立藤岡総合病院の病棟工事及び職員採用について、1回目の質問をいたします。初めに、ららん藤岡の現状について2点ほどお伺いします。先ほど松本議員が決算報告等で数字をおっしゃっておいりましたので、若干重複するところがあると思いますが、お許してください。通告後、第三セクタークロスパークの平成13年度決算書が議会に提出されました。昨年とほぼ同額の2,400万円を超える損失が報告され

ており、テナント撤退という営業外収益1,600万円を超える計算外の収益がなければ、4,000万円の赤字になったと思われます。繰り越される累積赤字は6,700万円となりました。井田公認会計士は報告書の中で、「花の交流館費用負担が原因である」と指摘しております。そのほかに、テナントの 繁な出店や退店に象徴されるように、施設全体の魅力欠如がもたらす集客力が各テナントの定着率や営業成績に大きな影響を与えているのではないのでしょうか。

それでは、1点目としまして、オープンから現在までのテナントの出店状況についてお伺いいたします。2点目として、テナントの権利金及び家賃の変動についてお伺いいたします。

次に、公立藤岡総合病院の病棟工事について4点ほどお伺いいたします。冒頭でも触れましたが、外来センターオープンから2カ月が経過いたしました。病棟改築工事も始まり、外来センター間との連携にも新たな課題や問題が噴出してあります。病棟の工事に伴う状況について伺います。先日、電話で私の所に、ある患者さんのお子さんが腹痛で緊急入院をしたというご連絡がありました。最初、食中毒との診断でしたが、一晩痛みを訴える子供に翌日、病院としてはCTを撮ったところ、どうも腸閉塞ではないかということで手術をしようとした。ところが、実際は公立藤岡総合病院には子供を手術するためのいろいろな、専門用語で管とかチューブとかというものがあるそうですが、これがないために、公立藤岡総合病院ではこの子の手術ができないということで、急遽、北橘村の県の施設の小児センターに救急車で移送したそうであります。1日半近く経過してありました子供さんの様態は悪化して、着いたときにはかなり顔色が悪く、緊急を要する手術を5時間に及んでされたそうであります。何と腸が破裂して便が外に出ていた、これを公立藤岡総合病院では発見できなかった。これが初期診断の誤診とは言っていませんが、問題があった。そのことに憤りを感じた患者さんの両親は、けさほど私の所に細かく経過を書いたものを届けておりますので、後で市長の方にも見ていただきたい、このように思います。また、その子供さんが北橘村の病院で2日目を迎え、感染症の対策に追われていたときに、夜8時ごろ救急車が北橘病院に入ってきた。それがまた公立藤岡総合病院から移送されたお子さんだったそうであります。北橘村の職員が「また公立藤岡総合病院から子供さんが来たよ」と言うのを聞いて、お父さんもお母さんも「子供は一応助かった。しかし、何と恥ずかしいことだろう」という複雑な気持ちに襲われて言葉も出なかった、これにそのように書いてあります。

また、先日、栗須の郷にお伺いしましたところ、2時間も歩いてきた老人が栗須の郷に倒れるようにたどり着いた。「おじいさん、どうしたのですか」と聞いたところ、総合病院に行ったところ、「外来棟はこの先にある。そちらに行ってください」、そう言われて、当

然具合の悪い人ですから、どのように歩いてきたのか、炎天下の中を2時間かけて栗須の郷にたどり着いたそうです。もうそこで動けなくなった。そこで休んで、それから外来棟に運んだそうであります。

私は、この子供さんの事例、お年寄りの事例を聞いたときに、医者のがどうだ、高度医療機器がそろっているから、私たちは新しい医療環境を構築して市民にクオリティーの高いサービスを行っている、そういう問題ではなくて、今、私が指摘したとおり、藤岡市の地域医療の環境が崩壊しつつある、モラルも含めて崩壊しつつある、こういう危機的な状況にあると私は感じている次第であります。

そこで、公立藤岡総合病院の病棟工事について4点ほどお伺いします。1点目として、現在の工事の進行など、現状を藤岡市議会に早急に病院側からの説明を求めたいと思います。2点目として、現在の総合病院の駐車場の利用状況と今後の整備についてお伺いします。3点目として、病棟工事中の騒音・振動対策についてお伺いします。4点目として、外来センター棟への患者の移送の現状と対応についてお伺いしたいと思います。

次に、職員採用についてお伺いいたします。市民の間に、市の職員になるにはコネや縁故がなければ採用されないといったうわさが絶えません。学業も含めて優秀な人材を採用することこそ、地方自治体の自立の一步ではないかと思えます。公務員試験を目指す多くの若者は、熱心に努力し、勉強して試験に臨みます。まじめに受験する学生に公正・公平な採用結果を知らせなければ、彼らは不公平社会に絶望するでしょう。大人がきれいごとを建前として、陰で逆の行動を繰り返していれば、大人の後ろ姿を見て育つ青少年はますます社会に絶望します。日本社会が世界と比較して急速に後退している現象の原因の一つは、このような建前と本音がもたらす日本のモラルの崩壊があると思われまふ。昨年、視察研修した出雲市で、研修の席で私は職員に質問いたしました。「出雲市では職員の縁故採用が改善されたと聞きますが」という問いに、管理職の言い流る上司を差しおいて若い職員が、「岩國哲人市長の時代、後援者や議員などが個人的に推薦などを働きかけてきた場合、その受験者の受験を認めないと市民の前に宣言した。それ以降、縁故採用はなくなりました」と自信に満ちた答えが返ってきたのが大変印象的でありました。

さて、1点目として、藤岡市の過去10年間の年度別受験者数と採用者数及び市内出身者の割合についてお伺いいたします。

これで、1回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） ららん藤岡の現状についてお答えをいたします。

まず、テナントの出店状況ですが、ららん藤岡の花の交流館、農産物直売所、地域食材

レストラン、観光物産館等は市有施設として整備しており、テナントについては株式会社藤岡クロスパークの単独事業として建設し、テナント業務運営を実施しているところがあります。平成12年4月28日オープン当初は、テナント全13区画のうち12店舗が12区画を使用してスタートを切ったわけではありますが、出店した親会社の経営不振の影響、飲食テナントの競合による営業不振、営業主の健康状態不良で3店舗が撤退し、平成12年度末には8店舗が10区画使用する状況となりました。また、平成13年度4月当初は10店舗が12区画を使用し営業を行っておりましたが、昨今の狂牛病の問題や経済不況に伴う営業不振のため、2店舗の撤退があり、平成13年度末では8店舗が9区画を使用しておりました。そして、平成14年度につきましては、本年6月現在で7店舗が9区画を使用している状況であります。

次に、2点目の入居時の権利金と家賃、また今後の入居見込みについてでございますが、市では株式会社藤岡クロスパークから回答を聴取したところ、テナント出店募集要項において入居時の家賃は、飲食テナントでは月間売上高の18%が基準であります。1坪当たり9万5,000円の18%が月間最低基準家賃となっております。また、権利金は、出店保証金として月間最低基準家賃の3カ月分と、建設協力金として月間最低基準家賃の15カ月分となっております。また、物販テナントにおいては、家賃は月間売上高の11%であり、月間最低基準家賃は1坪当たり9万1,000円の11%、権利金としての出店保証金は月間最低基準家賃の1カ月分、建設協力金は月間最低基準家賃の5カ月分となっております。また、今後の入居者の見込みについては、株式会社藤岡クロスパークとしても最善の努力をしておりますが、今日における社会経済状況により、入居希望者の条件も厳しく、希望どおり決定しないのが現状であるため、今後も会社として各方面にわたり出店希望者を探すなど、営業努力をしていきたいとのことでもあります。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 公立藤岡総合病院の病棟工事について回答させていただきます。

ご質問の病棟工事につきましては、病院に問い合わせた結果についてをお答えさせていただきます。まず1点目の、工事の進行状況の市議会に対する説明についてのご質問でございますが、病院側に照会しましたところ、市議会からの要請があれば前向きに検討していきたいとのことでございます。なお、組合議会議員の皆様には、7月3日開催予定の病院議会において報告する予定になっているとのことでございます。

次に、2点目の入院棟の駐車場の利用状況と今後の整備についてでございますが、外来センター移転と同時に開始されました病棟工事に伴いまして、115台収容可能な第1駐

車場につきましては、工事現場事務所及び作業エリアとして使用しており、現在閉鎖中とのことであります。また、救急患者及び透析患者専用といたしまして、病院構内に38台が確保されております。さらに、付き添い家族及び面会人の方々につきましては、105台収容可能な第2駐車場を利用させていただいておるとのことです。そのほかに、北側駐車場に25台、また先ほど申しました工事現場のゲート前につきましては、バックをさせて七、八台収容できるように利用させていただいているということでございます。利用料金につきましては、従前のおりということでございます。今後の整備につきましては、病棟工事が終了後におきましては第1駐車場も復活させまして、駐車場不足も解消され、より一層利用しやすいようにしていきたいということで、また無用な駐車場をなくすよう極力努めてまいりたいということでございます。

次に、3点目の工事の騒音等の対策についてでございます。病院といたしましても、入院患者に極力配慮いたしまして、騒音工事は午後6時までといたしまして、病棟においては看護師による心のケアを心がけておるとのことです。患者の他病棟への移動につきましては、重症患者につきましてはその症状・診療科の特性並びに看護体制の問題もありまして、治療上支障を来すため、極めて困難であります。病状により可能であれば診療部と協議し、その病棟に移動することも考慮しながら対応していきたいとのことでございます。

次に、4点目の入院棟と外来センターとの患者の移動についてでございます。入院棟と外来センターとの間を車いす2台対応可能な9人乗りの連絡バスを使いまして、30分間隔で運行しております。患者並びにその家族の方に支障のないような対応をしているとのことです。なお、緊急を要する患者につきましては、病院の救急車両を運送することで臨機対応しているとのことでございます。

市といたしましても、住民に不便を生じることのないよう、病院に対し今後も十分働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

職員採用における10年間の受験者数・採用数、それから採用者の市内出身の割合ということでございますけれども、文書の保存年限との関係で平成6年以前のものにつきましては採用者の関係がちょっと不明でございますが、その他はわかっておりますので発表させていただきます。平成4年でございますが、4月採用者15人中、市内出身者14人、93%でございます。平成5年4月採用者16人中、市内出身者14人、88%。平成6年

4月採用者6人中、市内出身者5人、83%。平成7年4月は採用ゼロでございます。平成8年4月採用の受験者数145人、採用者16人、市内出身者13人、81%。平成9年4月採用の受験者数84人、採用者14人中、市内出身者13人、93%。平成10年4月採用者ゼロ。平成11年4月採用の受験者数134人、採用者14人中、市内出身者14人、100%。平成12年4月採用の受験者数が139人、採用者が11人中、市内出身者が9人、82%。平成13年4月採用の受験者数108人、採用者10人中、市内出身者7人、70%。平成14年4月採用の受験者数166人、採用者9人中、市内出身者6人、67%となっております。

以上が10年間の数字でございます。

議長（塩原吉三君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 2回目ですので、自席より質問させていただきます。

庚申山総合公園整備について、2点ほど伺います。庚申山総合公園は、市の中心に隣接し、豊かな森林に覆われた丘陵公園であり、市民の健康や運動、憩いの中心として大切な役割を担っております。市民の財産として大切に保全管理し、後世に引き渡していかなければなりません。庚申山につきましては風致地区の指定をされており、民有地あるいは公有地に限らず、さまざまな都市計画法の制限が加えられております。私もたまにあの総合公園を散策して森林浴なり、市街地に隣接した所にこのような、藤岡市の最も大切な財産とも言うべき緑地帯があるということをよく市外の方々に宣伝をして、藤岡市はとてもしい所だ、ぜひ庚申山に行っていただきたいという話をするわけではありますが、この風致地区等による樹木・樹林の保全と復元について、残念ながら、県にある一定の条件を満たせば伐採してもいいということで、最近2カ所ばかりそっくり、2,000坪近い面積がキノコの栽培ということで伐採され、その木が使われております。そういうのを見ますと、なかなか樹木は1年や2年では育ちませんので、景観も壊れ、大げさに言えば自然環境も変わってくる、そういう心配がありますので、1点目として、藤岡市第三次総合計画による庚申山の樹木あるいは樹林の保全と復元についてまずお伺いします。2点目として、今、言ったように、風致地区内には民有地等がございます、民有地の場合には一定の条件を満たせば伐採も可能である。かなり無理をした法の適用の部分も見られるわけですので、財政難の折、大変でしょうが、民有地を取得して公有林として保全が図れないのかどうか、その可能性と今後について伺います。

次に、公衆用トイレ計画と建設及び管理について、2点ほどお伺いします。全国の自治体の中には、明るく清潔な公衆トイレを前面に出して市のイメージアップをするところが増えております。市民はもちろん、市外から訪れる人々に「藤岡市のトイレは清潔だった。また藤岡市を訪れたい」といった気持ちになってもらうことによって、市のイメージもさ

らによくなるものと思われま。公衆トイレに限らず、一番汚れやすく汚い部分が清潔で明るくしてあるということは、誤解を恐れずに言えば、そのまちの民度の高さを表している指標の一つにもなるのではないかと私自身は思っております。

それで、1点目として、市内の公衆トイレの数と現在の管理体制について伺います。2点目、くみ取りと水洗の割合、これらの改善について今後どのようにされていくのかをお伺いします。

それから、先ほどの市の職員の採用試験のことですけれども、試験の難易度であるとか、最終採用判断の基準について伺います。先ほど、市の在職者が多い場合には100%、少なくとも70%ということで、90%前後を推移するような市内の居住者、あるいは市内に籍のある方が市の職員として採用されております。これは、藤岡市を最もよく知って、そして公僕として藤岡市の行政に携わり、市民の住民サービスの向上に資するには大変結構なことだと思うのでありますけれども、昨今、採用者の10倍、15倍といった市の内外から多くの受験者が殺到してくる。この中には、学力が優秀なだけではなくて、人格や公務員としての適格性を持つ者もたくさん含まれているように思われます。先ほど来、耳の痛い方もいらっしゃるかもしれませんが、縁故採用やコネでしか入れないというわさが絶えないということは、火のない所に煙は立たない、それを払拭して公正・公平な市政運営を掲げる新井市長にとっては、ぜひとも市民の疑惑を招かないような、できる限りの情報公開をして、出雲市の岩國哲人市長とは言いませんが、そういう努力を重ねることによってこの市民の疑惑を晴らしていく、なおかつ優秀な人材を来るべき地方自治体の自立の時代に向けて確保していただきたい、これを切に願うものであります。

余談であります。新井市長は先日、大雨が降っていたときに、駅前で傘がなくてたずんでいた80歳代のご老人に、「大変でしょう。公用車でお送りいたします」と言ったということで、その老人は大変感激して、「立派な市長が誕生した」と言って喜んでいたということをその家族の方から聞きました。あなたは、公平・公正の看板と人間としての優しさを持ってられる、そのような人物とお見受けしましたので、ぜひともこの点につきましても頑張ってやってください。

以上、2回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 庚申山総合公園整備についてお答えをさせていただきます。

庚申山は、市街地南西に位置する緑豊かな丘陵地で、二つの貯水池が並び、市民の憩いの場となっております。庚申山総合公園は現在、面積46.2ヘクタールとなっております。そして、現在、約34.6ヘクタールを供用開始しているところでございます。庚申山風致地区は、昭和30年12月に面積約53.45ヘクタールが都市計画決定されて、

そのうち約33.6ヘクタールが公園区域と重複しており、そのほかは私有地となっております。風致地区は、都市における良好な自然環境を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために定める区域でありまして、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令で定める基準に従い、地区内の建築物の建設や宅地の造成、立木の伐採などを群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例により制限して、風致の維持を図っております。

議員ご質問の、総合計画による樹木・樹林の保全と復元についてでございますが、最近、立木が伐採された2カ所の手続について説明申し上げます。女坂南側については風致地区外となっており、条例適用外となっております。また、ミニ動物園近くの場所については、ナラ等の雑木をシイタケの原木に利用し、復元については自然更新とのことで、条例第2条第2項第10号二の で規定する、「農林業を営むために行う木竹の伐採」に該当するため、許可不要となっております。しかしながら、ミニ動物園の近くの場所については公園区域内であり、公園の緑の保全への影響が大きいので、今後、公園区域内の風致地区内で同様の行為を行う場合は、任意ではありますが、協力をお願いしたいとの指導を行い、現在、理解を得たところでございます。

続きまして、風致地区内の私有地取得と今後についてでございますけれども、庚申山総合公園につきましては藤岡市の総合公園の中で「当公園の魅力の充実」とありますように、鋭意公有地化を図ってきたところでございます。現在、75%程度が供用開始しております。今後は、自然林、あるいは保安林でありますので、地権者からの買収請求によって対応したいと考えております。また、公園以外の風致地区については、藤岡市緑の基本計画による指導や県条例に基づく規制及び市民や地権者の理解を得ながら、市民に親しまれる貴重な緑地の保全を図ってまいりたいと考えております。

次に、公衆トイレ計画と建設、管理についての質問にお答えをさせていただきます。まず、市内の公衆トイレ数と管理体制について説明します。市内の公衆トイレ数は、庚申山総合公園をはじめとして公共施設管理課が管理するものが49カ所あります。また、商工観光課が管理するトイレが、土と火の里をはじめとして6カ所、環境課が管理するトイレが1カ所、合わせて56カ所あります。そのうち、水洗トイレ数、簡易水洗を含みますけれども、これが38カ所、くみ取り式が18カ所、割合にすると、それぞれが68%対32%ということでございます。

次に、管理体制でございますが、利用度の高いものは週6回、月曜から土曜日、度の低いものはその状況によって、週1回から3回清掃を実施しております。この清掃作業は、清掃業者、あるいはシルバー人材センターに業務を委託しております。また、突発的に市民からの通報等があれば、職員が即対応している状況でございます。これらの施設は

いつも清潔にして、気持ちよく利用していただけるよう心がけるべきというふうに考えております。

また、これらのうち、古いものは30年以上利用しているものもあり、その時代に合った施設でありますけれども、近年の文化的な生活環境では非常に利用しづらいものがあります。今後は、こういった敬遠される施設については、計画的に改善してまいりたいというふうに考えております。また、今後の課題として、古いものの改善、あるいは新しく建設する公衆トイレは、市民がいつも清潔で安心して利用できる構造、あるいは採光等も考慮して計画してまいりたいというふうに考えております。

最後に、利用者のモラルの問題でございますけれども、公園にごみを捨てたり川にごみを捨てるのと同様に、公衆トイレにも本当に考えられないようないたづらをします。詰まったものを取り除く人のことも考えていただきたいと、強く言いたいこともあるわけでございます。これらについて立て札等をお願いもしておりますけれども、今後、広報ふじおか等でも啓蒙してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 採用試験の関係で2点ほど質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

最初に、難易度の問題でございますけれども、採用試験につきましては1次と2次を行っております。それで、1次試験につきましては、事務系の場合は社会科学、人文科学、それから自然科学に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する教養科目の試験40題を2時間で行っております。また、技術系につきましては、専門分野の知識に関する専門科目の試験ということで、30題2時間を実施しております。それで、そのほかに職場における対人関係の適応性と性格特性の面から、職場対人適用検査ということで100題30分をそれぞれ実施しております。試験問題の提供等につきましては、財団法人日本人事試験研究センターに委託をしております。ご質問の試験の難易度ということでございますが、国家公務員の試験と同様程度というふうになっております。この財団に委託している県内の最近の利用状況でございますけれども、平成12年度には11市すべての市がここへ委託しております。また、平成13年度も11市中10市、それから町村でも59町村中40町村がこの団体へ委託を行っております。

それから、最終採用判断の基準ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、1次試験と2次試験ということでやっております。2次試験につきましては面接、作文、それから健康審査を実施しております。面接につきましては、選考委員による質問形式による受験者の積極性、協調性、堅実性、社会性、態度等につきましてしております。

また、作文につきましては、表現力だとか問題意識、独創性等について評価を行っております。さらに健康診断を用いて健康状態の審査を行いまして、これらを総合的に勘案しまして最終的な採用内定を決定しております。

それから、公正という観点からでございますが、採用試験の結果の開示ということでございますけれども、平成13年度県内で実施している団体が、市におきましては前橋・太田・伊勢崎でございます。平成14年度から高崎市も開示をする方向で検討しているというふうに聞いております。開示の方法はいろいろございますけれども、試験の不合格者に対して得点・平均点・順位等、そういったものを開示していくところが多いようでございます。藤岡市におきましても、現在は開示を行っておりませんが、前の特別委員会でも申し上げたかと思いますが、情報公開の推進と試験の透明性を高めるということで、条件つきで実施の方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） それでは、最後の3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、公立藤岡総合病院の関係につきまして、今の病院がさまざまな問題を山積しているということでした。3月の議会で、私はここで同じように病院問題について質問したときに、市の関係当局から「一部事務組合であろうと、地方自治体との関係は表裏一体である」という答弁がありました。ところが、先ほど最初の質問のときに健康福祉部は、「病院から聞いたことを報告します」というような、木で鼻をくくったような答弁でございました。市が3分の2の90%を負担している公立病院の実情を知らないということは、これはいかがなものかと、私は答弁を聞きまして非常にがっかりしている状態であります。先ほどから財源の問題であるとか、さまざまな問題を各議員の皆様が質問していますが、病院問題というのは、きょうの今、危篤で担ぎ込まれたり、あるいは診断ミスによってもしかしたら若い命、あるいは貴重なお年寄りの命、あるいは成人の命が危険にさらされているのかもしれない。そのような他人ごとのような答弁で責任を果たしているとは、私にはとても思えません。厳しい助言なり、その他を通じて実情を把握していただきたい、これを特に要望ではなくて指摘したいと思っております。先ほど担当部局からの病院のことについてのお答えは、まるで実情とかけ離れたような、これは病院側からの報告をそのまま右から左へ伝えているわけですから、実情を知らないからでしょうけれども、ぜひ現実の総合病院の実情をじかに確認してみてください。

一般質問ですからそのくらいにしておきますが、最後の3回目の質問なので、私がるる何点が質問したことにつきまして市長に最後に、ららん藤岡の現状、公立総合病院の病棟・外来棟もひっくるめた地域医療の問題、それから環境問題にも絡んだ庚申山総合公園、こ

れは環境問題だけではなくて我々の健康福祉、密接に高齢化社会にかかわっていることであります。公衆トイレにつきましては、先ほどの答弁によりますと極めて柔軟に対応されているようでございますので、私も疑問を提出された市民の方に、行政側としてはほぼ万全な形に対応していると報告することができます。それから、職員の採用につきましては、やはり3月の説明会に私は、市内・市外の割合について、説明会で資料がないために、後日私にその割合を報告しますということでしたが、あれから3カ月が経過して、本議会の一般質問で取り上げなければ答えが出てこないような体質が問題なのです。我々がそのような姿勢を示さないで、どうして青少年に学校が悪いとか、教育が悪いとか、先生が悪いのだと言えますか。我々の姿勢に問題があるのです。開かれたこの議会、公の場で秘密はないはずなのです。そういう中で、私はぜひとも至急に、各4市で行われている本人への情報開示は必ずやっていただきたい、それによって新井市政の公正・公平の一つが証明される、そのように思います。

最後に、時間がないので、市長に総合的な私の質問に対する答弁を求めて、最後の質問といたします。

議 長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） お答えします。

まず、クロスパークのテナント事業は、昨今の経済情勢の中、営業不振による業者の撤退等があり、その後の出店希望者もなかなかあられないため、区画の空き店舗が目立ち、テナント運営は大変厳しい状況であると認識しております。今後は、社長としてクロスパークへより一層の営業努力を指示し、またクロスパークの役員や関係者などの協力を得て、行政としても改善策を早急に検討し、その対応を図っていきたいと考えています。また、集客を増やす意味において、高速道路の下り線からもららん藤岡に入れるようなことも将来的に考えていきたいと思えます。

次に、公立藤岡総合病院の改修工事に伴う駐車場問題及び工事による騒音等についてでございますが、過日、現地へ赴き、病院長及び事務責任者に最大限の努力をするよう重ねて指示を出しております。今後も駐車場の問題について、患者の方々及び付き添いの皆様等に可能な限り駐車場のスペースの確保に努めるよう指示しております。また、病棟工事中の騒音・振動対策についても、同様な指示をしております。このため、引き続き病院長に、市民の安心のための確な指示をしていきたいと考えております。

次に、庚申山総合公園整備についてでございますが、庚申山は市街地に隣接する里山ということで、市民にとって非常になじみ深い場所であり、憩いの場所であります。そういったことから、藤岡市にとって貴重な財産であると考えます。ここに風致地区の網をかけ、

また総合公園として整備をしてきたということは、先人の功績は立派なものと思います。藤岡市としては、今後もこの緑豊かな里山を大事に守っていくべく、法令を遵守しながら、一層の指導を徹底してまいります。

次に、公衆トイレ計画と建設、管理についてでございますが、近年の高齢化社会を迎えて市民の健康志向が高まり、歩くことで健康増進をしている人が大変多くなってまいりました。また、生活の向上もあって、余暇を利用して公園で遊んだり、山を歩いて楽しむ人が大変多くなっています。こういったことから、公衆トイレは必要不可欠なものとなっております。そして、この公衆トイレはいつも清潔でないと非常に ぬいをいたします。今後とも公衆トイレの建設や管理には種々気を使い、市民に喜ばれるものにしてまいりたいと考えております。

次に、職員採用でございますが、私は公平・公正をモットーとして市政運営することを市政執行の基本方針としており、市民の皆さんに約束してきたところでございます。職員採用に当たりましては、優秀な人材を確保するため、今後、情報開示のあり方などを研究し、公正な採用試験を実施してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 以上で三好徹明君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時25分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 次に、大戸敏子君の質問を行います。大戸敏子君の登壇を願います。

（22番 大戸敏子君登壇）

22番（大戸敏子君） 議長より登壇のお許しを得ましたので、先に通告してありました女性政策について質問させていただきます。

まず、市の女性職員の管理職登用についてであります。これは私が平成10年3月議会において一般質問しております。そのときは、課長以上の管理職は、女性はゼロの状態でした。その折、執行部側のご答弁では、「女性職員の意識改革を前提に、勤務の成績、態度、能力等の評価結果を参考に、個々の資質や適性、意欲を総合的に判断し、男女の区別なく昇任・昇格を行っていきたい。政策立案能力、行政管理能力を向上させ、行政のすべての分野において女性職員の進出と活躍を期待する」という、大変前向きなご答弁でした。4年経った現在の追跡調査ではどのようになっていますでしょうか。

1点目として、級別職員の数と女性職員の数及びパーセンテージについて。2点目として、昇格の仕組みについて。3点目に、他市の状況についてをお尋ねしまして、第1回目の質問といたします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

まず、女性職員の管理職登用の現況についてご説明を申し上げます。本年5月1日現在の職員数452人、男性が308人で68.1%、女性が144人、31.9%という数字であります。最初に、級別職員数と男女別の比率につきましてでございますが、現在給料表が9級に分かれておりますので、級別に申し上げさせていただきます。最初に、1級から4級までですが、職員数185人、女性が65人、35%。5級でございますが、5級の係長代理85人、女性39人、46%。5級の係長21人、女性ゼロ。6級の主幹、総数が33人、女性33人、100%。6級の係長14人、女性ゼロ。6級の課長補佐55人、女性6人、11%。7級、課長・調査官ですが、24人、女性1人、4%。8級、参事20人、女性ゼロ。9級、15人、女性ゼロ。合計で452人、女性が全部で144人、約32%となっております。

2点目の昇格の仕組みの関係でございますけれども、勤務年数と勤務評価をもとに、各等級の必要在級年数によりまして男女とも同一基準で行っております。なお、昇格基準につきましては、高卒の場合を例として必要在級年数を申し上げます。必要在級年数といえますのは、その次の級へわたるのに前の級に何年在級しているかという最低の年限でございます。高校卒の場合ですが、1級から2級へ3年6カ月、2級から3級へ3年6カ月、3級から4級へ4年、4級から5級へは6年、これが必要最低の年限でございます。これに勤務成績を加味した形で昇級が行われます。勤務成績が良好な場合は、17年で5級へ進級できるという仕組みになっております。それから、短大卒、大卒の場合は、それぞれその年数に2年、4年が短縮されまして昇格等ができております。

3点目の、県内の他市の女性職員の管理職への登用ということでございますが、各団体によりまして管理職の取り扱いが異なっている点もありますので、各市、課長相当職以上ということで数字を申し上げさせていただきたいと思っております。なお、管理職のとらえ方につきましては、専決権を持つ管理職ということで課長以上、あるいは管理職手当を支給している管理職として係長以上、それから地方公務員法上、組合へ加入できない管理職ということで、公平委員会が規則で定める管理職というのがございますが、そういったいろいろな区分がございます。ここでは、課長相当職以上ということで申し上げます。前橋市、管理職総数97人のうち4人、4.1%。高崎市、107人、女性が1人、

0.9%。桐生市、82人、2人、2.4%。伊勢崎市、78人、ゼロ。太田市、114人、2人。沼田市、31人、1人。館林市、53人、2人。渋川市、52人、6人、11.5%。富岡市、43人、4人、9.3%。安中市、33人、1人、3%。藤岡市、59人、1人、1.7%。平均いたしまして、3.4%の方が女性管理職であります。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 2回目の質問ですので、自席から質問させていただきます。

ただいまのご答弁によりますと、従来の5級係長の上に新しく6級に主幹と係長が入っております。その理由についてお尋ねします。管理職の6級係長は男性のみ14人、女性はゼロです。その下の同じく6級の主幹というのは、これは管理職ではないのですけれども、女性だけが33人入っております。何かそこに特別な意味がありますでしょうか。5級の係長代理の39人の女性職員から見ますと、6級主幹33人は確かに1級昇格なのですが、主幹は管理職ではありませんのでちょっと意味が違うと思います。絶妙な職階制と私は感じたのですが、管理職を目の前にして主幹にとどまるということは、足踏みという思いがいたしますので、この点、1点目の質問です。

それから、2点目としましては、平成10年の3月には係長7人が女性で、あとの管理職は女性ゼロでした。平成14年の女性管理職は、今度は課長が1人できまして、それから課長補佐は6人となりました。係長が5級、6級とも女性ゼロということですので、係長以上の女性管理職となりますと7人で、4年前と変わりません。4年前の立派なご答弁は形式だけだったような気がいたします。課長にしても、女性は断続的に1人たまに出るのですけれども、退職されますと、その後が続きません。能力と意欲のある女性職員は希望をなくしてしまいます。係長以上の女性管理職が4.7%、課長以上ですと、今のご答弁によりますと1.7%ということなので、大変寂しい数字となるのですけれども、そういう状態でなく、男女共同参画社会に向かって、全職員の3分の1が女性であるならば、管理職も3分の1はあっていいのではないのでしょうか。関係部長の今後の対策をお伺いします。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

最初に、主幹の設置の理由ということでございますけれども、ご案内のとおり、各市とも職員の年齢構成が非常に高くなっておりまして、藤岡市におきましても40歳代から50歳代の前半の職員が非常に高くなっております。しかしながら、一方では係長、課長というポストに限りがありますので、人事管理上、なかなか適正な配置ができないというような問題がございます。この団塊の世代層の職員の意欲を引き出しまして、組織の活性化

を図るために主幹の職を設置したものであります。県内の10市すべてにおきまして主幹の職が設置されておりまして、当市には6級主幹というのがございませんでした。組合等との話し合いの中で主幹の職の設置ということになりまして、登用に当たりましては小論文と勤務評定等により決定をさせていただいております。それから、係長職の6級の設置でございますが、職階制の原則によりまして、係長の下に主幹が設置されましたので、係長職を6級格付としたいということで、3年ぐらいかけて経過措置をとりながら6級に措置するものでございます。また、女性の方が主幹職33人ということでございますが、たまたまその年代に女性の方が多かったということになったわけでございますが、これからは男性の方も主幹になる方が出てくるかと思えます。

次に、2点目の男女共同参画社会の実現ということでございますが、なかなか難しい問題でございます。日本の社会は、戦前におきましては女性に参政権がなかったというほど男性社会であったわけです。そういった名残が戦後におきましてもずっと残りまして、まだまだ女性政策が必要なほど、男女のそういった差があるというのが現実であると思えます。そういう面もありまして、やはり女性の登用というのが遅れている面もあるかと思えます。しかしながら、藤岡市におきましては平成8年に女性行動計画を作成いたしまして、女性の社会参画・地位の向上を目指していこうということで計画をつくりました。しかしながら、先ほど言ったような事情もありまして、なかなか進んでないというのが実情であるかと思えます。今後、能力主義・実績主義によりまして、勤務評定等を通じまして、能力もあり、意欲もある女性の職員につきましては、管理職への登用を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 3回目の質問を市長にご答弁をお願いします。

藤岡市に新しい市長が誕生されまして、官民ともに新市長の行政手腕に注目し、期待しているところでございます。私も上毛新聞に出ました市長の市政運営基本方針、それから先日5月21日の初議会のご発言など注意して聞かせていただきましたが、女性政策については触れられておりませんでした。ぜひこの点をお伺いしたいと思います。

1点目は、ただいま質問しております、女性職員の管理職登用について、何か市長に積極的なお考えがありますかどうか。例えばクォータ制などについてお聞きしたいと思います。それから、2点目ですが、女性政策一般について、選挙のチラシには女性の社会参加ということで載っているのですけれども、「社会参加」ではなくて、今の問題は「社会参画」なのです。そういうことで、社会参画についての市長の理念なり抱負なりをお聞かせいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答えします。

まず、女性職員の管理職登用の関係であります。議員ご指摘のクォータ制の件につきましては、北欧諸国において議会の議員の一定割合を女性にする割り当て制度として導入しているようではありますが、本制度を女性職員の管理職への登用に導入するには、今後検討する必要があると思われ。また、女性職員の管理職への登用につきましては、地方公共団体の人事・組織の活性化や女性の持つきめ細やかな感性を生かし、行政の質の向上を図る観点から、男女共同参画基本法及び基本計画の趣旨を踏まえ、職員の能力開発や幹部職員の意識改革、組織体制の整備を図っていきたくと考えています。

次に、女性政策についてでございますが、近年の女性の社会進出は目覚ましいものがあり、女性がさまざまな分野での活動領域を広げていることは、男女共同参画社会の形成にとって望ましいことであるといえます。男女共同参画社会の形成には、性別にとらわれることなく個性を生かし、家庭や地域、職場など、さまざまな場面でその持てる力を発揮する機会を確保し、女性も男性もお互いの人権を尊重して責任を果たし、利益を享受できる社会をつくるのが大切であります。このため、子育て支援や、在宅介護をしながら働いている女性がけがや病気になったとき、行政がかわってお世話できる施設や方法を考えているところであり、さらに各種研修会等の充実や審議会等への女性の登用を図って、女性の社会参画の実現を推進していきたく考えております。しかし、こうした社会づくりは行政の取り組みだけでなし得るものではありません。市民や各種団体、企業等とともに考え、それぞれが役割を担い、共同・連携を図ることによって実現できるものであります。市としてはこうした連携の中心となって、男女共同参画社会の実現に向けたリーダーシップを発揮していきたく考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 以上で大戸敏子君の質問を終わります。

次に、斉藤千枝子君の質問を行います。斉藤千枝子君の登壇を願います。

（11番 斉藤千枝子君登壇）

- 11番（斉藤千枝子君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました介護保険について質問をさせていただきます。日本の高齢化はすごい勢いで進んでおります。2025年ごろには3世帯に1世帯が65歳以上の高齢者世帯、しかも全世帯数の約13%がひとり住まいの高齢女性世帯という、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会になるものと予想されています。痴呆性老人も、厚生労働省の推計によると、平成1

3年での65歳以上の痴呆性老人は156万人、30年後には330万人、65歳以上の高齢者の約10%に増えると言われていています。いずれ自分が介護する側かされる側に立つことは間違いなさそうです。長い間、お年寄りの介護は家族の問題とされ、特に女性が一身に背負ってきました。この負担を社会全体で支えていく介護保険制度がスタートして、3年目に入っています。厚生労働省の調べによると、9割近くの利用者がサービスの質・量の両面に満足もしくはほぼ満足との回答をしています。しかし、施設サービスの需要に対して供給が追いつかない実情も明らかになっています。

介護保険の特徴の一つは、従来の税金を財源に役所が取り計らう措置という考え方から、介護を受ける利用者とサービスをする業者との契約という新しい利用の仕方、保険方式の契約へと仕組みを変えサービスを広げたこと。特徴の二つ目は、保険者が市町村となり、介護保険の運営の責任が市町村となったことです。サービスの財源となる介護給付費の50%は公費として国や地方自治体の税金が負担され、残りの33%は第2号被保険者の保険料が全国でプールされ、それぞれの市町村の介護給付費に応じて納付金として交付されてきます。残りの17%が第1号被保険者である65歳以上の保険料で賄われ、介護保険の運営主体である各市町村が高齢者の割合やサービス体制、給付度合いなどを見通して決めています。本市では、現在基準額が月2,732円、年額3万2,800円となっています。制度全体の見直しは2年後に予定されていますが、市町村は3年ごとに介護保険事業計画をつくり、見直すことになっております。本市においてもその作業に入っているかと思えます。平成12年度においては、介護給付費の当初予算額17億9,017万5,000円で、決算額が15億9,636万4,582円となっており、給付率は約89%です。

1回目の質問ですが、平成13年度の状況について次のことをお伺いいたします。第1号被保険者の人数、それとともに後期高齢者の方の人数、認定度合い別要介護認定数、介護サービス利用状況、在宅サービスの利用率、訪問・通所施設入所数、施設入所待ち数、介護給付費、予算に対する給付率、高齢者1人当たりの給付額、利用者1人当たりの給付額、第1号被保険者の所得段階別人数と割合をお伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） お答えいたします。

平成13年度の状況につきまして、第1号被保険者数から申し上げます。第1号被保険者は、1万1,333人であります。そのうち、75歳以上で後期高齢者と言われる方の人数は、4,923人となっております。

次に、介護度別の認定者数でございますが、要支援者と認定された方が198人、要介

護1は331人、要介護2は219人、要介護3は152人、要介護4は205人、要介護5は166人となっております、合計いたしまして1,271人の方が認定を受けております。

続きまして、介護サービスの利用状況を申し上げます。利用者の総数は1,059人です。そのうち、居宅でサービスを利用している方の人数は710人で、サービス利用者全体の67%を占めております。居宅サービスの中で、訪問介護や訪問看護等の訪問型のサービス利用者数は360人。これは、居宅サービス利用者のうち50.7%となっております。通所介護等の通所型サービス利用者数は510人、居宅サービス利用者割合は71.8%でございます。次に、施設サービスの利用者でございますが、利用者数は349人、サービス利用全体から見た割合は33%となっております。なお、施設サービスのうち、介護老人福祉施設への入所を希望している方の数は147人ありまして、この数が待機者数と考えられております。

次に、介護給付費でございますが、平成13年度決算額は20億1,173万9,000円を予定しております。これは、当初予算に対しまして97.7%の執行率となっております。また、高齢者1人当たりには換算いたしますと、約17万7,000円であり、サービス利用者1人当たりでは約189万9,000円が給付されたこととなります。

次に、第1号被保険者の所得段階別の人数とその割合について申し上げます。第1段階は86人、割合は0.76%でございます。第2段階は3,414人、30.12%でございます。第3段階におきましては5,366人、47.35%でございます。第4段階は1,694人、14.95%でございます。第5段階につきましては773人、6.82%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 齊藤千枝子君。

1 1 番（齊藤千枝子君） 2回目ですので、自席から質問させていただきます。5項目させていただきます。

一つ目ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料は前年度の所得に応じて決められ、本市は標準的な5段階方式で決められています。標準額は第3段階で、本人が住民税非課税の方で、年額3万2,800円、第1段階が基準額の50%の、年額1万6,400円、第2段階が基準額の75%の、年額2万4,600円、第4段階が基準額の125%で、年額4万1,000円、第5段階が基準額の150%の、年額4万9,200円となっております。その第2段階についてですが、家族全員が住民税非課税世帯です。それで、先ほど3,414人の方がいらっしゃるというお答えでしたが、この段階には年収ゼロの年金者の方から年金年収260万円ほどの方までいます。わずかな年金で生活している高齢者の

ご夫妻や独居老人の方も入っています。月3万5,000円ほどの年金でひとりで生活していらっしゃる方や、夫の年金が年額80万円ちょっと、妻の年金は年額20万円弱の高齢者のご夫妻もいらっしゃいます。夫に先立たれたら大変苦しい経済状態になってしまいます。老齢基礎年金の満額は現在、80万4,200円ですが、しかし国民年金は昭和36年に創設されていますが、昭和61年までは任意加入でしたので、今の高齢者の方はその当時、子育ての真っ最中で、特に家計を預かっている女性にとっては少しでも家計の足しにとの思いで、年金までは考えられなかったことや、少し働きに出ていたけれども年金については会社から何も言われなかったという話を聞いています。現実には、第1段階の方よりも負担が重くなっていらっしゃる方もいます。所得が低いほど保険料の影響が大きいわけです。第1号被保険者の保険料の段階は、市町村が独自で設定することが可能です。6段階方式や、基準額に対しての各段階の倍率の変更や、神戸市で初めに行った、世帯の年間年収が120万円以下で課税者に扶養されていないなどの方は申請していただいて第1段階相当に減額するという方法もあります。来年に向けて保険料の算定手続を行っているに当たって、第2段階の方でわずかな年金で頑張っている方に配慮した、所得に応じた細やかな対応の所得段階別保険料の設定を願うわけですが、お考えをお伺いいたします。

二つ目として、利用料についての質問です。介護保険導入以前は措置制度でしたので、所得の少ない方に対しては無料であり、極めて低い費用負担で済んでいたのですけれども、介護保険導入後は1割が原則となって、所得の少ない方には負担が重くなっております。都市においては、職員の方の努力と社会福祉法人の協力によって、平成14年度は所得の少ない方に利用料減免措置が行われています。この措置に対して国が2分の1、県が4分の1補助を行っていますが、国や県の補助金はいつまであるのでしょうか。それ以後についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

三つ目の質問ですけれども、現在、藤岡市には入所待ちの方が147人いるとのことですが、来年、新町に介護老人福祉施設ができると聞いていますが、他に多野藤岡地域で施設の新設や増設の予定はあるのでしょうか。もし仮に市内に50床の介護老人福祉施設ができた場合、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は幾らぐらい上がるのでしょうか。

4項目めとして、要介護認定者の所得税等の障害者控除についてお伺いいたします。所得税等において配偶者控除、扶養控除、寡婦控除、老年者控除など、対象者がいる場合には一定の金額の控除が受けられます。その中に、障害者控除として、所得税では障害者1人につき27万円、特別障害者は40万円、住民税では26万円、特別障害者では30万円の控除ができます。通常、障害者控除の適用を受けることができるのは、本人や控除対

象配偶者、扶養親族のうちで身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人ですが、障害者控除の対象となる人の範囲を見ますと、「精神または身体に障害のある、年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が前記に準ずるもの」として、「市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人」とあり、障害者手帳を持っていなくても市町村長が認定すれば障害者控除が受けられることとなります。どのような手続をすれば受けられるのでしょうか、お伺いいたします。また、介護認定との関係はどのようにとらえればよいのでしょうか。

五つ目として、医療費控除における介護費用の取り扱いについてお伺いいたします。毎年、1月から12月までに本人や家族のために実際に支払った医療費の総額が、原則10万円を超える場合は税金が少なくなります。医療費控除が受けられる判断基準は、「医師の治療に必要であるか」ということですが、介護者にとっては介護費用が少しでも控除されれば助かります。介護サービス利用料などはどのようになっているのかお伺いいたします。

以上5項目ですが、よろしくお伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） お答えいたします。

第1号被保険者の保険料設定については、所得に応じ5段階に区分されております。この段階設定及び標準割合の変更につきましては、市町村が独自の判断で行うことは可能であります。しかしながら、その際には保険料の平均額や段階別被保険者割合が国の平均と大きく乖離していること、また低所得者の負担が多であること等、問題があるとされた場合に限られております。ご指摘いただきました、第2段階への対応につきましては、この段階のみを一律に減免することは制度の根幹にかかわり、不可能と考えております。しかし、特別な理由により減免が必要な方につきましては、個別に十分な対応をしていきたいと考えております。

次に、2点目の、社会福祉法人等による生計困難に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業でございますが、この措置事業に対する国・県の補助制度は、当面は継続されるものと聞いております。また、対象を第2段階の1割程度まで拡大し、実施するようにとの方針も示されておりますことから、低所得者の負担の軽減事業につきましては今後も継続実施が可能と考えております。

続きまして、3点目の、多野圏域における増床計画についてでございますが、平成15年4月に新町に50床が増設予定であり、さらに平成15年度以降、20床の計画が見込まれております。また、介護老人福祉施設が市内に建設され、50人の施設サービスが新たに加わった場合の第1号被保険者の保険料への上乗せの積算について申し上げます。平成13年の10月の費用をもとに計算いたしますと、1人の入所に対しまして保険から給付される金額は一月に約29万8,000円でございます。これを1年に換算し、さらに

人数を掛けますと、約1億7,628万6,000円が50人分の入所によって増える支給額でございます。この金額の17%を第1号被保険者が負担するわけでございますが、仮に第1号被保険者を1万2,000人として計算いたしますと、年額にいたしまして約2,500円、月額では約200円が入所によって増加する保険料でございます。しかし、入所する前には何らかの居宅サービスを使っている場合がほとんどでございます。居宅サービス分の給付を差し引き、相殺いたしますと、3割程度が減少することとなります。したがって、50人分の施設サービスが増えることによりまして、第1号被保険者1人当たり月額130円程度が上乗せになると思われまます。

次に、4点目の、準ずるものとして市町村長や福祉事務所長の認定を受けるための手続についてでございますが、障害者手帳等に準ずる該当者といたしまして認定申請をしていただければ、該当者であれば障害者控除対象者認定書の交付をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 五つ目のご質問の、医療費控除における介護費用の取り扱いについてお答えいたします。

介護保険法が平成12年4月1日から施行されたことに伴い、所得税法施行令などが改正され、医療費控除の対象となる医療費の範囲に指定介護老人福祉施設サービスや居宅サービスが含まれることになりました。従来から医療費控除の対象としてありましたものは、介護老人保健施設、または指定介護療養型医療施設の施設サービス費に係る自己負担額及び個室等の特別室の使用料で診療または治療を受けるためやむを得ず支払うもの、また居宅サービスのうち、医療系サービスとしての訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養看護のサービス費にかかわる自己負担額が医療費控除の対象とされておりました。

介護保険法施行後の医療費控除の概要ですが、1点目は指定老人介護福祉施設サービス費で、対象者は要介護度1から5の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設に入所する人で、対象費用の額は施設サービス費に係る自己負担額として支払った額の2分の1に相当する額でございます。2点目は、要介護者等が先ほど申し上げました、居宅サービスの医療系サービスのいずれかとあわせて利用する訪問看護、訪問入浴看護、通所看護及び短期入所生活介護の居宅サービス費でございます。対象費用については、居宅サービス費に係る自己負担額で介護保険給付の対象となるものが医療費控除の対象となります。なお、これらの医療費控除を受けるためには、指定介護老人福祉施設の施設サービスにあっては指定介護老人福祉施設が発行する領収書を、居宅サービス費に当たっては都道府県知事が

指定した居宅サービス事業者が発行する領収書を確定申告等の際に添付するか、提示することになっております。

以上、答弁といたします。

議長（塩原吉三君） 齊藤千枝子君。

1 1 番（齊藤千枝子君） 所得税等の障害者控除につきましては、介護保険制度が始まる前よりも少ないようでしたらば、しっかりと交付の方をお願いしたいと思います。それは、市の方に申請すればいいということですよ。

それから、医療費控除の方は、施設の場合などは医療費控除が受けられる金額がちゃんと明記されているというふうにも聞いているのですけれども、その辺はどうかと思います。

それと、最後ですので市長にお伺いしたいのですけれども、先ほど、50床の施設が増えた場合、65歳以上の方の保険料は130円ぐらい増えるという話ですけれども、市民の皆様の中には、これから高齢者がますます増えていくのだから特別養護老人ホームを増やした方がいいのではないかという声や、保険料を払っていても施設にはなかなか入れないで困っているという声がありますが、介護施設の増設は国や県の方針もあるかと思えますけれども、市長はどのようなお考えなのかお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（塩原吉三君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答えします。

ご質問いただきました介護保険施設の整備につきましては、国・県の計画に基づき順調に設置が進んでいるところでございます。しかしながら、施設への入所を希望し、待機している市民は現在147人でございます。また、これからも高齢者の増加が引き続き見込まれておりますので、介護施設の増設は必要であろうと考えております。施設整備に伴い、第1号被保険者の保険料への上乗せや財源の確保等、多くの課題はあろうかと思いますが、十分研究し、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 以上で齊藤千枝子君の質問を終わります。

延 会 の 件

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。すが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

延 会

議長（塩原吉三君） 本日はこれにて延会いたします。
ご苦労さまでした。

午後4時10分延会